

2023年1月5日  
新発田ガス株式会社

## 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」によるガス料金の軽減について

新発田ガス株式会社は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」に参画申請を行い、2022年12月27日に採択されました。

これに伴いまして、2023年2月検針分から10月検針分までの期間、国が定める値引き単価を踏まえてガス料金を算定いたします。

なお、本事業による値引きに関しまして、**お客様自身でのお手続きや新発田ガスへのご連絡は不要です。対象期間中は自動的に値引きいたします。**

### (1) 適用期間、値引き単価

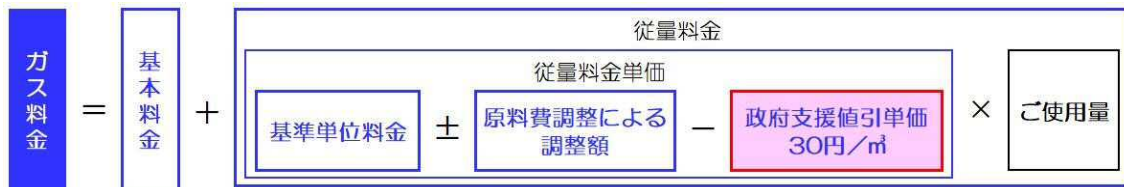
#### 【ガス料金の値引き単価】

2023年2月検針分～9月検針分 30円/㎥（税込）

2023年10月検針分 15円/㎥（税込）

### (2) 値引き方法

「(2) 値引き方法」を踏まえた従量料金単価により、料金を算定いたします。



### (3) 対象外のお客様

都市ガス年間契約量が1,000万㎥以上のお客様及び発電事業者は対象外となります。

### (4) お問い合わせ窓口

本事業の概要は経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。  
電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

【お問い合わせ窓口】 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL：0120-013-305 受付時間：全日 9時から17時まで（年末年始を除く）

以上